

# 令和2年度事後評価実施結果報告書

(法務省2-(4))

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備 (政策体系上の位置付け： - 2 - (5))					
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。					
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱い数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	30年度	元年度	2年度	3年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	289,722	164,000	142,310
		補正予算(b)	-	0	0	-
		繰越し等(c)	-	0	0	
		合計(a+b+c)	-	289,722	164,000	
執行額(千円)	-	288,954	163,160			
施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2020 <sup>*1</sup> (令和2年7月17日閣議決定) 成長戦略フォローアップ <sup>*2</sup> (令和2年7月17日閣議決定)					

測定指標	令和2年度目標	達成
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。	おおむね達成

## 施策の進捗状況(実績)

政府は、平成29年9月に内閣官房副長官補を議長とする「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置し、国際仲裁の活性化のために関係府省・関係機関が取り組むべき課題等について検討を行い、平成30年4月、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」をとりまとめた(以下「中間とりまとめ」という。)

また、「経済財政運営と改革の基本方針2019～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～」(令和元年6月21日閣議決定)においては「国際仲裁の更なる活性化に向けた基盤整備を推進する」とされたほか、「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)においても、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備等の取組を推進することが明記された。

中間とりまとめにおいては、我が国の国際仲裁を活性化させるという喫緊の課題への対応がまとめられており、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する取組として、国内外の広報・意識啓発、人材育成、

施設の整備等に官民が連携して取り組むべきこととされている。そこで、法務省では、令和元年6月から国際仲裁活性化基盤整備調査事業を開始した。同事業では、国際仲裁の活性化に不可欠な仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、審問手続等のための施設整備といった各施策を包括的かつ実効的に実施し、かつ実際の仲裁事件を取り扱うことで有益なフィードバックを得ながら、国際仲裁の活性化に向けた有効な施策の在り方について調査検討を実施することとしている。これまで、同事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業に対して各種セミナー・シンポジウム等を開催し、広報・意識啓発の活動を進めているほか、弁護士等に対する研修やオンライン研修教材の開発に取り組むなど人材育成についても積極的な取組を進めている。施設の整備についても、同事業の一環として、令和2年3月に東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設について、最先端のICT設備の整備を進め、コロナ禍においても、審問手続のみならず、周知啓発又は人材育成のためのセミナー・シンポジウムを柔軟かつ円滑に実施している。

参考指標	実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
1 日本における国際仲裁取扱件数(件)	-	-	-	11	33 <sup>*3</sup>
2 セミナー・シンポジウム参加者(国際仲裁のユーザーたる企業等)に対するアンケート調査結果(理解や関心が高まった者の割合)(%)	-	-	-	75.0	94.3 <sup>*4</sup>
3 人材育成研修の受講者(仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等)に対するアンケート調査結果(積極的な評価をした者の割合)(%)	-	-	-	97.6	100.0 <sup>*5</sup>

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)相当程度進展あり ----- (判断根拠) 我が国における国際仲裁取扱件数は、令和2年度は33件であり、令和元年度の取扱件数と比較して相当数増加した。また、国際仲裁活性化基盤整備調査事業の中で、国際仲裁の重要なユーザーである企業関係者等に対して各種セミナー・シンポジウムを実施し、その参加者から、高い評価を得ることができたため、広報・意識啓発は進んでいると言える。また、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する各種研修を実施し、その参加者から相当に高い評価を受けており、人材育成の観点でも進展があったといえる。さらに、東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設が活用されていることも併せ鑑み、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について、「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	(測定指標の目標達成度の補足) 【測定指標1】 参考指標1の令和2年度の我が国における国際仲裁取扱件数は33件となり、令和元年度と比較して相当数増加した。令和元年度の測定値は、日本を代表する国際仲裁機関である日本商事仲裁協会( J	

ＣＡＡ）における新規申立て件数であり，令和２年度の測定値は，日本国際紛争解決センター・東京施設（ＪＩＤＲＣ東京）とＪＣＡＡにおける国際仲裁事件の取扱い件数の総和（ＪＩＤＲＣ東京の取扱い件数25件，ＪＩＤＲＣを利用しないＪＣＡＡの取扱い件数8件）であり単純に比較はできないものの，相当の成果をあげたといえる。

参考指標２の広報・意識啓発の状況について見ると，セミナー・シンポジウムの参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等約580名）に対してアンケート調査を実施したところ，国際仲裁に対する興味関心が増加したかの問に対する肯定的な回答の割合が，94.3パーセントという高い評価を得ることができ，国境を越えて行われる取引であるクロスボーダー取引において国際仲裁を活用することの重要性及び我が国を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を十分に理解してもらうことができた。なお，国際仲裁の現状を紹介する広報小冊子を令和元年度に引き続き配布する他，施設の設備や利用料金等を掲載した利用者向けのパンフレットを作成・頒布，ＪＩＤＲＣのウェブサイトを随時更新するなどの取組も実施した。

参考指標３の人材育成の状況について見ると，人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となりうる弁護士等延べ約330名）に対してアンケート調査を実施したところ，研修の内容に積極的な評価をした者の割合が，100パーセントという相当高い評価を得ることができ，研修の方法，内容等は効果的であったものと認められることから，その研修を通じて受講者は十分な知見を得ることができたとと言える。また，研修の実施方法についても，集合研修のみならず，オンライン教材を開発し，これをホームページ上に公開するなどの工夫を進めており，人材育成についても，進展があったと言える。

また，令和２年３月に東京・虎ノ門に開業した最新のＩＣＴ設備を備えた仲裁審問の専用施設を活用し，仲裁審問，セミナー・シンポジウムや研修の実施を行っている。

参考指標２及び参考指標３について検討した結果，広報・意識啓発及び人材育成の取組には相当程度進展があったと言える。さらに，東京・虎ノ門の仲裁審問の専用施設において，コロナ禍に対応できるＩＣＴ設備を増強し，海外とのオンライン形式の審問やセミナー等を行うことができるようになった上，その施設が活用されていることも併せ鑑みると，国際仲裁の活性化に向けた基盤整備について，「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性・効率性等）

#### 【測定指標１】

国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を進めるためには，国内外における広報・意識啓発，人材育成，施設の整備等に，官民が連携して，総合的かつ戦略的に取り組むことが有効かつ効率的である。

広報・意識啓発としては，仲裁審問の専用施設の開業を含む我が国における国際仲裁の基盤が整備されつつあることについて，国際仲裁のユーザーである企業等に対するセミナー・シンポジウム等を通じて積極的に広報することで，日本を仲裁地又は審問地として選択してもらうよう促すことが有効であり，また，広く経済界等に対する意識啓発として，国際仲裁を利用すること，日本を仲裁地又は審問地とすることのメリット等を理解してもらうことが有効である。

また，国際仲裁に精通した人材の育成・確保に当たっても，国内外の仲裁機関を含む関係機関と協力し，弁護士等に対する研修を積極的に実施することは，我が国の仲裁人・仲裁代理人となりうる者が，海外の著名な仲裁機関等のノウハウ等を含む専門的かつ高度な知見を吸収するために有効である。

さらに，東京・虎ノ門に開業した仲裁審問の専用施設を，審問手続とともにセミナー・シンポジウム，研修等に積極的に活用していくことで，セミナー・シンポジウム，研修等の実施に係る費用を削減することができることに加え，同施設を国内外に広報することにもつながることから，我が国における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備にとって有効かつ効率的であるものと考えられる。なお，同施設は，国際仲裁の専用施設であり，24時間365日対応可能であるとともに，諸外国の国際仲裁審問施設に比べて安価に利用料金が設定されており，その利用料金の中には，同時通訳ブース，レシーバー，iPadなどのＩＣＴ機器の利用も含まれており，我が国の国際仲裁の活性化に大きく寄与するものと考えられる。

<p><b>【施策】</b> 我が国における国際仲裁が活性化するように、現在の目標を維持し、引き続き取組を推進していく。</p> <p><b>【測定指標 1】</b> 国際仲裁の活性化に向けて、広報・意識啓発、人材育成、施設の整備といった基盤整備が重要であることは変わらない。 令和3年度以降は、特に海外向けの広報活動を進めていくほか、日本の裁判例を英語で紹介して日本が仲裁フレンドリーな国であることを海外にアピールするとともに、大学と連携して学生に仲裁に関心を持ってもらうなど、広報・意識啓発、人材育成等を積極的に進める。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>1 実施時期 令和3年7月15日</p> <p>2 実施方法 会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要 〔意見〕 別添「令和2年度法務省事後評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見」基本政策 関係番号4のとおり 〔反映内容〕 なし</p>
------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>法務省ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた取組」 <a href="http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html">http://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai03_00003.html</a> 内閣官房ホームページ「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」 <a href="https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html">https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/index.html</a></p>
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>備考</p>	<p><b>【行政事業レビュー点検結果の令和4年度予算概算要求への反映内容】</b> 引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------

<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房国際課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和3年8月</p>
--------------	----------------	-----------------	---------------

\*1 「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)

第3章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生

(2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化

海外経済の活力の取込み

「司法分野でのICT化・AI技術活用を推進し、国際仲裁等の紛争解決手続や法令外国語訳へのアクセスを強化する。」

\*2 「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)

6. 個別分野の取組

( 2 ) 新たに講ずべき具体的施策

) 海外の成長市場の取り込み

日本企業の国際展開支援

ウ) 中堅・中小企業の海外展開支援

「国際仲裁の活性化に向け、改正外弁法の対外発信に努めつつ、仲裁専用施設の積極的な利活用を図るとともに、仲裁関連法制度の見直しの検討を加速させる。」

\*3 J C A A 又は J I D R C 東京における取扱い件数の総和 ( 重複は除く。 ) 。 なお , J I D R C 東京は令和 2 年 3 月末に開業したため , 令和元年度の取扱い件数は , J C A A における新規申立て件数を記載している。

\*4 別紙 1 : セミナー・シンポジウムのアンケート調査結果

\*5 別紙 2 : 人材育成研修のアンケート調査結果

【参考指標 2】

セミナー・シンポジウム参加者（国際仲裁のユーザーたる企業等）に対するアンケート調査結果（理解や関心が高まった者の割合）

国際仲裁のユーザーたる企業等に対して実施したセミナー・シンポジウムのうち、国際仲裁に対する理解や関心に係るアンケートを行ったものは、以下のとおりである。

(1)香港国際仲裁センター（HKIAC）と連携して開催したセミナー（9月9日）

参加者数 約 70 名

・「本プログラム受講により、あなたの仲裁に対する興味、関心は増加しましたか？」

肯定する答えが 79.2%（回答数 24 のうち 19）

・「本プログラム受講により、あなたの仲裁に関する知識は増加しましたか？」

肯定する答えが 95.8%（回答数 24 のうち 23）

(2)JCAA・京都国際調停センター（JIMC）と連携して開催したセミナー（9月15日・10月2日）

参加者数 約 200 名

・「セミナーの内容はいかがでしたか？」

肯定する答えが 95.7%（回答数 69 のうち、とても参考になった 32、参考になった 34）

(3)日本知的財産仲裁センター（JIPAC）と連携して開催したセミナー（9月23日）

参加者数 約 70 名

・「本シンポジウムについてお聞かせください。」

肯定する答えが 91.7%（回答数 12 のうち、とても役に立った 6、少し役に立った 5）

(4)経団連・日本商工会議所と連携して開催したセミナー（9月24日）

参加者数 約 40 名

・「本セミナーを受講して、国際仲裁に関する理解や関心は高まりましたか？」

肯定する答えが 100.0%（回答数 12 のうち、とても高まった 10、少し高まった 2）

(5)JCAA・世界知的所有権機関（WIPO）と連携して開催したセミナー（2月10日）

参加者数 約 200 名

・「セミナーの内容はいかがでしたか？」

肯定する答えが 96.1%（回答数 103 のうち、とても参考になった 32、参考になった 67）

(1)～(5)を総合すると、理解や関心が高まった者の割合は、94.3%（回答数 244 のうち 230）になる。

**【参考指標 3】**

人材育成研修の受講者（仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等）に対するアンケート調査結果（積極的な評価をした者の割合）

仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対して実施した人材育成研修は、以下のとおりである。

(1)JIPAC と連携して開催した知的財産仲裁に関する研修（9月24日）

参加者数 約 30 名

JIPAC の方針でアンケート調査を実施していない。

(2)スポーツ仲裁裁判所（CAS）等と連携して開催したスポーツ仲裁に関する研修（12月～3月）

参加者数 各回約 60 名（延べ約 300 名）

・「本研修を受け、スポーツ仲裁に関する理解・関心が高まりましたか。」

肯定する答えが 100.0%（回答数 13 のうち、とても高まった 10、やや高まった 3）

・「本研修を受け、アンチ・ドーピング仲裁に関する理解・関心が高まりましたか。」

肯定する答えが 100.0%（回答数 13 のうち、とても高まった 9、やや高まった 4）

すなわち、仲裁人・仲裁代理人となり得る弁護士等に対する人材育成研修につき積極的な評価をした者は、100.0%（回答数 26 のうち 26）になる。